

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報として、次のとおり東松山市職員の状況を公表します。

①採用した職員に占める女性職員の割合 <令和4年度>

区分	男	女	計	女性割合
行政職	6人	5人	11人	45.5%
医療職	8人	22人	30人	73.3%
任期付職員	0人	6人	6人	100.0%
会計年度任用職員	55人	200人	255人	78.4%

※再任用職員を除く

※会計年度任用職員は、令和4年4月在職者(週20時間以上勤務者)の割合・人数

②平均した継続勤務年数の男女の差異 <令和5年3月31日現在>

区分	男	女	計
行政職・技能労務職	16.6年	16.9年	16.7年
	391人	163人	554人
医療職	9.4年	13.4年	12.4年
	40人	120人	160人

※任期の定めのない職員に限る

③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間 <令和4年度>

(単位:時間)

年月	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
平均時間外勤務時間	20.01	15.93	17.28	25.39	14.50	15.31	15.23	16.05	15.27	15.33	15.13	18.20

※時間外勤務をした職員の平均時間外勤務時間(管理職、選挙事務を含む)

④・⑤管理的地位・各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 〈令和5年4月1日現在〉

職種	主な職名	男	女	計	女性割合	管理的地位にある女性割合
行政職	部長	11	2	13	15.4%	9.9%
	次長	14	1	15	6.7%	
	課長	48	5	53	9.4%	
	副課長	53	12	65	18.5%	
	主査	66	33	99	33.3%	
	主任	131	90	221	40.7%	
	主事・技師	52	22	74	29.7%	
	主事補・技師補	14	11	25	44.0%	
医療職1 (医師)	病院事業管理者	1	0	1	0.0%	10.5%
	院長	1	0	1	0.0%	
	副院長・医監	4	1	5	20.0%	
	院長補佐	1	0	1	0.0%	
	診療部長	0	0	0	-	
	副部長	2	0	2	0.0%	
	科部長	4	0	4	0.0%	
	医長	4	1	5	20.0%	
	医師	1	2	3	66.7%	
医療職2 (医療技師)	部長	1	0	1	0.0%	33.3%
	副部長	0	0	0	-	
	科長	3	2	5	40.0%	
	副科長	2	4	6	66.7%	
	主査	2	4	6	66.7%	
	主任	10	6	16	37.5%	
	医療技師	9	11	20	55.0%	
医療職3 (看護師・保健師等)	部長	0	1	1	100.0%	100.0%
	副部長	0	2	2	100.0%	
	科長	0	3	3	100.0%	
	副科長	0	6	6	100.0%	
	主査	1	20	21	95.2%	
	主任	0	31	31	100.0%	
	看護師・保健師	2	51	53	96.2%	
技能労務職	主査	5	0	5	0.0%	-
	主任	13	4	17	23.5%	
	自動車運転手・調理員	1	1	2	50.0%	
任期付職員	主事・技師	7	41	48	85.4%	-
	主事補・社会福祉士	0	3	3	100.0%	
合計		463	370	833	44.4%	

※「管理的地位にある職員」は、「課長相当職以上である職員」としています。

⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間 〈令和4年度〉

	新たに取得可能となった職員数	育児休業取得者数	取得率
男	17人	4人	23.5%
女	7人	7人	100.0%
合計	24人	11人	45.8%

	育児休業承認期間						平均取得期間
	6月以下	6月超-1年	1年超-1年6月	1年6月超-2年	2年超-2年6月	2年6月超-	
男	4人	0人	0人	0人	0人	0人	1.3月
女	0人	5人	0人	2人	0人	0人	11.3月
合計	4人	5人	0人	2人	0人	0人	7.0月

⑦男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇取得率、取得日数及び平均取得日数 〈令和4年度〉

区分	取得者数	対象者数	取得率	取得日数	平均取得日数
配偶者出産休暇	14人	18人	77.8%	24.5日	1.4日
育児参加のための休暇	9人		50.0%	41.3日	2.3日
上記いずれかの休暇	15人		83.3%	65.7日	3.7日

参考

各表題部の①～⑦については、女性活躍推進法第19条第3項及び内閣府令第2条に基づき、市が把握する事項に基づくものです。